

学校法人函館国際学園 役員・評議員名簿

(R7. 11. 27)

役職	選任区分寄附行為	氏名		就任	任期
理事長	第8条第2項	渡辺 善行	川重商事(株)元代表取締役社長	R 2. 5. 27	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
理事	第8条第1項	デルカーチ・フォードル	函館校校長	R 6. 8. 20	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
理事	第8条第2項	須田 新崇	(株)富士サルベージ代表取締役	R 4. 4. 1	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
理事	第8条第2項	坂本 欣也	(株)キングバーク代表取締役社長	H24. 3. 21	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
理事	第8条第2項	竹内 正幸	函館商工会議所事務局長	H26. 4. 1	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
理事	第8条第2項	飯田 浩二	(一財)北海道国際交流センター前代表理事	R 4. 5. 25	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
理事	第8条第2項	井上 俊一	元道立高等学校教諭	R 4. 11. 27	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
理事	第8条第2項	スマルノフ・ニキータ	極東連邦総合大学国際関係担当次長	R 4. 11. 27	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
監事	第23条第1項	小柏 哲史	函館日口親善協会会长	H25. 4. 1	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
監事	第23条第1項	齊藤 尚仁	(株)宝成園代表取締役	R 1. 11. 27	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
評議員	第32条第1項	大渡 涼子	函館校事務局長	H24. 8. 17	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
評議員	第32条第1項	イリイン・ロマン	函館校准教授	H27. 4. 1	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
評議員	第32条第1項	スレイメノヴァ・アイーダ	函館校教授	R 3. 5. 26	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
評議員	第32条第2項	阿部 真澄	函館校卒業生	R 4. 11. 27	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
補	第32条第3項の3	折谷 泉	(株)リージャスト代表取締役	H17. 2. 20	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
評議員	第32条第3項	土家 康宏	学校法人清尚学院顧問	H22. 6. 8	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
評議員	第32条第3項	本間 秀行	函館山ロープウェイ(株)元代表取締役社長	H24. 4. 20	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
補	第32条第3項の3	パドスーシヌイ・ワレリー	函館校元教授	R 2. 5. 27	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
評議員	第32条第3項	種田 貴司	(福)函館共愛会理事長	R 4. 4. 1	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
評議員	第32条第3項	阿部 慶太	函館市企画部長	R 5. 5. 24	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
評議員	第32条第3項	西澤 正敬	(株)北海道銀行函館支店長	R 7. 11. 27	R 7. 11. 27～R11. 11. 26
評議員	第32条第3項	伊藤 皓嗣	元函館国際学園専務理事	R 7. 11. 27	R 7. 11. 27～R11. 11. 26

寄附行為の規定

- ・ 6条1項 ; 理事 6名以上8名以内を置く
- ・ 6条2項 ; 監事 2名以上3名以内を置く
- ・ 6条2項2 ; 評議員 10名以上13名以内を置く
- ・ 7条1～2項 ; 理事選任機関は、評議員会とする 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする
- ・ 8条 ; 理事は、次に掲げる者とする
- ・ 8条1項 ; 校長のうちから評議員会において選任した者 1名
- ・ 8条2項 ; 評議員会において選任した者 5名以上7名以内
- ・ 15条2項 ; 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定・解職する
- ・ 23条 ; 監事は、評議員会の決議によって選定する
- ・ 32条 ; 評議員は、次に掲げる者とし、評議員会において選任する
- ・ 32条1項 ; この法人の職員のうちから選任した者 3名～4名
- ・ 32条2項 ; この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから選任した者 1名～2名
- ・ 32条3項 ; 学識経験者のうちから選任した者 6名～7名
- ・ 32条3項の3 ; 評議員会は、評議員の総数が10名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる
- ・ 10条、25条、34条 ; 理事、監事、評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする